

昭和二年司法省令第十六号

陪審法施行規則

第一条 陪審員資格者名簿及陪審員候補者名簿ハ別記様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第二条 前条ノ名簿ニハ丁数ヲ記入シ職印ヲ以テ毎葉ノ綴目ニ契印スヘシ

第三条 陪審員資格者名簿ノ副本ハ陪審員資格者名簿ヲ調製スル年ノ九月三十日迄ニ管轄区裁判所

判事ニ送付スヘシ

第四条 陪審員資格者名簿ノ縦覧期間ニハ日曜日又ハ一般ノ休日トシテ指定セラレタル日ヲ算入ス

ルコトヲ得ス

○2 異議ノ申立ノ期間ハ末日日曜日又ハ一般ノ休日トシテ指定セラレタル日ニ当ルトキ亦前項ニ同

シ

第五条 陪審員資格者名簿縦覧ノ期間ハ其ノ初日より少クとも五日前ニ之ヲ告示スヘシ

第六条 陪審員資格者名簿ハ之ヲ縦覧ニ供シタル後ハ名簿中脱漏誤載等アルモ異議ノ申立又ハ区裁

判所判事ノ命ニ依ル場合ノ外市町村長限リ之ヲ修正スルコトヲ得ス

第七条 市町村長陪審員資格者名簿ヲ修正シタルトキハ其ノ年月日及陪審法第二十条又ハ第二十一

条ノ規定ニ依リ削除又ハ追加シタル旨ヲ欄外ニ朱書シ捺印スヘシ

第八条 陪審法第二十条及第二十一条ノ規定ニ依リ陪審員資格者名簿ヲ整理シタル後其ノ資格者中

死亡シ若ハ国籍ヲ喪失シタル者アルトキ又ハ陪審法第十三条若ハ第十四条ノ各号ノ一ニ該当スル

ニ至リタル者アルトキハ市町村長ハ名簿ノ欄外ニ其ノ旨ヲ記入シ之ヲ管轄区裁判所判事ニ通知ス

ヘシ

第八条ノ二 市町村ノ境界変更アリタル為陪審員資格者名簿ニ異動ヲ生シタルトキハ市町村長ハ其

ノ管理ニ属スル陪審員資格者名簿中異動ニ係ル部分ヲ新ニ属シタル市町村ノ市町村長ニ送付スヘ

シ

○3○2 市町村ノ廢置分合アリタル為陪審員資格者名簿ヲ引継ヲ要スルトキハ前項ノ例ニ依ル

前二項ノ場合ニ於テハ承継市町村長ハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ管轄区裁判所判事ニ報告スヘシ

第八条ノ三 前条ノ規定ニ依リ分合整備シタル名簿ハ變動後ノ市町村ノ陪審員資格者名簿ト看做ス

第八条ノ四 陪審員資格者名簿ノ縦覧期間中又ハ其ノ後ノ異議申立期間内ニ市町村ノ廢置分合又ハ

境界変更アリタルトキハ承継市町村長ハ其ノ旨ヲ於テ第八条ノ二ニ依リ分合整備シタル陪審員資

格者名簿ヲ引継キ縦覧ニ供シ又ハ異議ノ申立ヲ受ク但シ變動前既ニ異議ノ申立アリタルモノニ付

テハ從前ノ市町村長ニ於テ之ヲ取扱フ

○2 前項ノ場合ニ於テハ新旧市町村長ハ承継ノ日迄ニ陪審員資格者名簿ノ縦覧又ハ異議申立ニ関ス

ル事項ヲ告示スヘシ

第九条 地方裁判所長ハ予メ陪審員資格者名簿ヲ調製スル年ノ翌年一月以降四年間ニ於ケル陪審事

件ノ総数ヲ推算シ之ニ基キテ所要ノ陪審員ノ総数ヲ定メ各市町村ニ於ケル陪審員資格者ノ員數ニ

之ヲ按分シテ各市町村ニ割當ツヘシ但シ特別ノ事情アルトキハ適宜ノ標準ニ依リ割當ヲ為スコト

ヲ得

○2 陪審法第二十二條ノ割當通知後陪審員候補者選定前ニ市町村ノ廢置分合又ハ境界変更アリタル

トキハ地方裁判所長ハ其ノ割當ヲ分合スルコトヲ得

第十条 市町村長地方裁判所長ヨリ割當テラレタル陪審員ノ員數ノ通知ヲ受ケタルトキハ陪審員候

補者抽籤ノ場所及日時ヲ定メ之ヲ告示スヘシ

○3○2 市町村長ハ抽籤ノ立会人ヲ選定シ前項ノ期日ヨリ少クとも五日前ニ之ヲ本人ニ通知スヘシ

立会人ハ正当ノ事由ナクシテ立会ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一条 陪審員候補者ノ抽籤ハ陪審員資格者名簿ニ掲クル資格者ノ番号ニ符合スル番号票ヲ作製

シ之ヲ抽籤函ニ入レ攪拌シタル後一票宛抽籤函ヨリ所要員數ニ達スル迄抽出スヘシ

第十二條 第八条ニ掲クル者ハ之ヲ抽籤ヨリ除クヘシ

第十三條 抽籤函及番号票ハ別記様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第十四條 市町村長陪審員候補者ヲ選定シタルトキハ陪審員候補者選定録ヲ作成スヘシ

○ 陪審員候補者選定録ニハ左ノ事項ヲ記載シ市町村長抽籤ノ立会人ト共ニ署名捺印シ陪審員候補

者名簿ノ副本ト併セテ之ヲ保存スヘシ

一 選定ノ日時及場所

二 抽籤ニ立会ヒタル立会人ノ住所氏名年齢

三 割當テラレタル陪審員候補者ノ員數

四 第十二條ニ依リ抽籤ヲ除キタル者アルトキハ其ノ氏名及事由

五 抽出シタル番号票ノ番号

六 其ノ他市町村長ニ於テ必要ト認ムル事項

第十五條 市町村長ハ区裁判所判事ニ送付スルモノノ外陪審員候補者名簿ノ副本ヲ調製シ其ノ旨ニ

保存スヘシ

第十六條 陪審員資格者名簿及陪審員候補者名簿ノ原本ハ調製ノ日ヨリ七年間之ヲ保存スヘシ

第十七條 陪審法第二十七條及第六十一条第二項ノ抽籤ニ付テハ第十三條ニ定ムル様式ニ依ル抽籤

函及番号票ヲ使用スヘシ

第十八條 陪審法第六十五條ノ氏名票及抽籤函ハ別記様式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第十九條 地方裁判所長陪審法第二十六條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ陪審員候補者名簿ノ

欄外ニ其ノ旨ヲ記入捺印シ當該陪審員候補者ハ之ヲ陪審法第二十七條及第六十一条第二項ノ抽籤

ヨリ除クヘシ

第二十六條 地方裁判所長陪審法第二十七條ノ規定ニ依リ陪審員ヲ選定シタルトキハ陪審員選定録ヲ

調製スヘシ

○2 陪審員選定録ハ毎年之ヲ編綴シテ帳簿ト為シ翌年一月一日ヨリ五年間保存スヘシ

第二十一條 地方裁判所長陪審員ノ選定手續ヲ終リタルトキハ陪審員氏名通知書ヲ作成シ之ヲ當該

事件担当ノ裁判長ニ送付スヘシ

第二十二條 陪審員選定録及陪審員氏名通知書ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第二十三條 裁判長ハ陪審員トシテ呼出ニ応シタル者ノ氏名ヲ地方裁判所長ニ通知スヘシ

○ 地方裁判所長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ陪審員候補者名簿中當該氏名欄ニ出○ノ朱印ヲ捺捺

スヘシ

附 則 本令ハ昭和二年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二年七月二五日司法省令第一八号)

本令ハ昭和三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和七年九月一四日司法省令第三五号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二六年三月二九日司法省令第二五号)

本令ハ昭和一六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)

